

エコマーク商品類型 No.124 「ガラス製品 Version2.4」 認定基準書

A. ガラス製のびん

(公財) 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

本商品類型は、カレットを使用したガラス製品にエコマークを付与し、それらの製品の存在を消費者に広く啓発していくことを通じて市場を先導し、もってガラスカレットの利用拡大に資することを目的とする。併せて、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の“リデュース”に資する軽量びんについても、地球温暖化防止に貢献しうるものとして、採り上げるものである。

2. 適用範囲

ソーダ石灰ガラス製のびん

3. 用語の定義

カレット	廃ガラスをガラス原料に再生処理（分別、異物除去など）したもの。本商品類型においては、工場内カレット（自社発生くず）は含めないものとする。「A.ガラス製のびん」においては、カレットの材質はソーダ石灰ガラスに限定する。
その他色カレット	無色と茶を除くあきびんによるカレット。
ガラスカレット利用率	製品として使用するすべてのガラス材料中のガラスカレット投入量の割合。すなわち、 ガラスカレット利用率＝再生材料／（一製品当たりの）全ガラス材料とし、すべての材料は重量で表すものとする。
再生材料	ポストコンシューマ材料またはプレコンシューマ材料またはそれらの混合物で以下に定義されるもの。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生するガラス材料またはガラス不良品。ただし、同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄されたガラス材料またはガラス製品。「A.ガラス製のびん」においては、ガラスびんとして使用された後に、廃棄されたソーダ石灰ガラス製のびんをいう。
リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

なお、商品類型 No.124「ガラス製品 Version1」の認定商品であって、本認定基準で再審査を受ける場合には、該当する基準項目のうち 4-1.(3)、(5)および 4-2. (7)の証明方法は、付属証明書に必要事項ならびに既認定商品と変更が無い旨を宣言することで証明に代えることができる。

4 - 1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) ガラスびんは、完成品の色ごとに表 1 のガラスカレット利用率を満たすこと。ただし、軽量ガラスびんは本項目を適用しない。

表 1 ガラスカレット利用率（軽量ガラスびんを除く）

ガラスびんの色	ガラスカレット利用率
無色	カレット 65%以上
茶	カレット（その他色以外） +その他色カレット* = 65%以上 *その他色カレットは 10%を下回ってはならない
その他色	その他色カレット 70%以上

【証明方法】

ガラスカレット利用率を付属証明書に記入し、提出すること。

- (2) 軽量ガラスびんは、以下の計算式によって得られる値が 0.7 未満であること。

$$\text{計算式： } L \text{ 値} = 0.44 \times \text{びんの質量(g)} / \text{満量容量(ml)}^{0.77}$$

【証明方法】

びんの質量、満量容量および計算の結果得られた L 値を付属証明書に記入し、提出すること。

- (3) ガラスびんに使用される添加剤（着色剤など）は、カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素、セレンおよびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。ただし、無色のガラスびんおよび無色の軽量ガラスびんに使用される添加剤（消色剤など）は、カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素およびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

当該物質の使用有無を付属証明書に記入すること。また、その他色のガラスびんおよびその他色の軽量ガラスびんについては、添加剤（着色剤など）の製造事業者の発行する成分表、または MSDS（化学物質等安全データシート）を併せて提出すること。

- (4) ガラスびんは、安全性（水銀、六価クロム、ヒ素、セレンの溶出）について検証され、説明されていること。当該物質の溶出量については、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年、環境省令第 29 号）別表第三の溶出量基準を満たすこと。

【証明方法】

ガラスびん完成品からの当該物質の溶出について、第三者機関または自社などによる試験結果を提出すること。

- (5) ガラスびんは、食品衛生法にもとづくカドミウム、鉛の溶出試験に適合すること。

【証明方法】

ガラスびんからの当該物質の溶出について、食品衛生法に基づく試験結果を提出すること。

- (6) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1) 工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
 - 2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3) 記録文書の保管について定めたもの
 - 4) 再発防止策(今後の予防策)
 - 5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

4 - 2. 品質に関する基準と証明方法

- (1) 製品の品質については、業界の自主的な規格などに適合していること。また、製造

段階における品質管理が十分なされていること。

【証明方法】

該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていること、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

5. 商品区分、表示など

- (1) 商品の申込は、びん製造事業者またはボトラー(びんの内容物事業者)が行うこと。
- (2) 商品区分(申込単位)はガラスびん／軽量ガラスびん毎、表1のガラスびんの色毎、およびブランド名毎とする(ただし、ボトラー(びんの内容物事業者)が申込む場合は、内容物の名称による区分を行わず、ブランド名を「〇〇社のびん」などとして、型式に内容物の名称を登録することでもよい)。製品の大小およびその他色のガラスびんの色調による区分は行わない。ガラスカレット利用率が異なる場合も同一申込として扱うことができるものとする。
- (3) 原則として、商品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、次に示すような「エコマーク(英語表記も可)」を含む表現を使用してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

(4) 前記5.(2)に従い、ボトラー(びんの内容物事業者)が型式に内容物の名称を登録する場合は、「エコマーク使用のてびき」の「商品ブランド名」を「型式」に読み替えて使用することも可とする。

2007年 5月 5日	制定 (Version2.0)
2008年 2月 14日	制定 (Version2.1)
2008年 8月 21日	改定 (4 - 1.(6) Version2.2)
2010年 3月 15日	有効期限延長
2011年 3月 1日	改定 (5.(3) マーク表示 Version2.3)
2012年 6月 15日	改定 (5.(4)修正、(5)削除 Version2.4)
2016年 3月 15日	有効期限延長
2019年 4月 1日	改定 (5.(3)マーク表示)
2022年 4月 30日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。